




住宅のリフォーム費用を補助します

市内の施工業者に依頼して、住宅のリフォーム工事を行う市民に住宅リフォーム資金補助金を交付します。

リフォーム工事の定義
住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事など（火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く）

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に所有する個人住宅 ・市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分
対象者（すべてにあてはまる方）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民であること ・補助対象住宅の所有者であり、居住していること ・市税等を滞納していないこと ・過去にこの補助を受けていないこと ・市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていない方
対象工事（すべてにあてはまること）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税を除いた工事費が20万円以上であること ・市内に住所、事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人が行う工事であること ・交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了すること
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・工事費用が20万円以上100万円未満 ⇒10%以内の額(千円未満切り捨て) ・工事費用が100万円以上 ⇒10万円
申請方法	市ホームページにある補助金申請書に必要書類を添え、 商工観光課へ提出。 

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

問 商工観光課 商工振興G ☎52-1111 内線275



農振除外等(農用地利用計画変更)申請の受付を開始します

令和8年度の農振除外等(農用地利用計画変更)の申請受付期間をお知らせします。

申請受付期間	第1回:6月1日(月)~6月30日(火) 第2回:12月1日(火)~12月25日(金) 9:00~17:00(閉庁日を除く)
申請方法	事業計画等の分かる資料を持参のうえ、事前にご相談ください。また、併せて農地転用の相談は、農業委員会へご相談ください。 ※書類不備等により受付期間中に申請が間に合わない場合は、次回以降の受付となります。

※農振除外等が完了するまで、約6か月ほどかかります。

農振除外等(農用地利用計画変更)とは


農地に農業用施設や住宅などを建てる際、その土地が農用地区域に定められている場合に、用途の変更や農用地区域から除外する変更手続きのことです。

問 農林振興課 農地調整G ☎52-1111 内線202



令和8年経済センサス-活動調査を実施します

全国すべての事業所・企業を対象に、令和8年6月1日を基準日として、売上(収入)金額や費用などの経理項目を把握する調査を行います。事業所・企業の経済活動を全国的、地域的に明らかにすることを目的としています。

調査期日	6月1日(月)
配付期間	5月20日(水)~5月31日(日)
回答期日	6月8日(月)
調査対象	すべての事業所・企業(個人商店・寺院なども含む)
調査方法	【調査員調査】 調査員が調査票を配付します。 【直轄調査】 国が直接調査票を郵送します。 (インターネット・郵便提出のみ)
回答方法	インターネット、 調査員回収、郵送 ※インターネット回答推奨 

※回答内容は、「統計法」に定められている利用目的にのみ使用します。

問 総務課 情報・統計G ☎52-1111 内線320